

新たな公益法人等の会計処理に関する研究会 検討結果取りまとめ 骨子(案)

1. 公益法人認定法における会計処理等

(1) 公益目的事業比率

① 費用の定義

- ・ 公益目的事業比率を算出する基礎となる費用に、正味財産増減計算書の経常費用における事業費、管理費を用いるという基本的な方向性は可。
- ・ 人件費等についての事業費、管理費への切り分けについては、一定の考え方を示すなど更に検討が必要。

② 費用に係る調整事項

- ・ 会計上の扱いとは異なることとなるが、費用として把握されない公益法人の活動で、金額換算を行って事業比率に算入することが適当なものの有無を検討。具体的に以下の3点。

ア. 無償の役務提供

- ・ 民間による公益活動の促進という政策目的のため事業比率に算入することが考えられるが、対象範囲や算定方法に関する技術的な困難さについて懸念があり、算入を認める際には法人に対して十分な疎明資料を求めることにより、報告の信頼性を高める必要。
- ・ 算入方法を含め更に検討が必要。

イ. 将来の特定の事業に係る費用

- ・ 複数年度にわたり一つの事業を行う場合に、合理的に見積もり、特別に管理を行って積み立てた資金を事業比率に算入することは一つの考え方。
- ・ 算入を認める際には、恣意性の排除や公平性の確保の観点からその方法を含め更に検討が必要。また、他に整理の方法がないかどうかあわせて検討が必要。

ウ. 非減価償却資産の扱い

- ・ 自己所有地を利用した事業については、実務上の困難さはあるが、条件を満たす場合に一定の基準で事業比率に算入する方法も一つの考え方。

(2) 遊休財産額の保有の制限

- ・ 会計上の内部留保は資産から負債等を控除して算出する貸方概念であり、借方から精査するのは、会計とは異なる視点。また、負債や指定正味財産

の取扱いについて、更に検討が必要。

- ・ 法人においてある程度の余剰資産を保有する必要性がある一方、際限なく余剰資産の保有を認めると、本基準の実効性が失われる。そのため、本基準の目的を整理した上で、どういう類型、条件の財産であれば、遊休財産に該当するとするか、具体例に即した検討が必要。
- ・ 遊休財産額の比較対象となる公益目的事業の実施に要した費用について、管理費の扱いを検討すべきという意見と、管理費の額が増えれば基準に抵触しないような仕組みではなく、抵触しそうな法人は公益目的事業を拡大させる方向性を持たせるべきという意見あり。

(3)公益目的事業財産、公益目的取得財産残額

- ・ 法人が公益目的事業財産に組み入れた財産が借入れにより取得したものである場合、資産のみ公益目的取得財産残額に含まれることとならないよう、公益目的のための負債とセットで考えることを検討すべきという意見があったが、負債については公益法人が借入に依存して事業運営を行なうことが適切かという意見あり。
- ・ 公益目的取得財産残額を毎年度計算しておくことは可。

(4)経理的基礎

- ・ 資産運用については原則として法人の自己責任とし、行政庁は事後の監督において財務の健全性につきチェックしていくべきという考え方と、資産の管理、運用に係る体制が整備されている場合に、資産管理につき法人側に一定の自由度を与えてはどうかという考え方がありうる。
- ・ 資産運用についてはポートフォリオによる危険の分散という観点や、保有しうる資産について安全リスト又はネガリストの提示という方法もありうるか。
- ・ 事業に必要な資力は収支計画等を見て判断することが適当。
- ・ 債務超過かどうかという観点は重要だが、債務超過が解消に向かう見込みがある場合は経過的にこれを許容することとすべき。また債務超過の判断は、計算書類等上で判断するのか、オフバランス資産・負債や含み損益を勘案して実質判断をするのか、更に検討が必要。
- ・ 公益法人は一定程度のディスグロージャー等を行いうるだけの経理的能力は必要。

(5) 収益事業等の区分経理

- ・ 経理を区分する単位としては、リスクとリターンが異なる事業で区分したり、収益事業と非収益事業で区分したりといった方法がありうるか。
- ・ 区分の考え方については、更に検討が必要。

(6) 認定初年度の事業年度

- ・ 公益認定の日や認定の登記の日の前後でみなし事業年度を設定して、それぞれに対応する計算書類等を作成するという方法や、認定を受けた事業年度の期首に遡って公益法人認定法に基づく計算書類等の作成を許容するという方法がありうるか。
- ・ 法人の事務負担にも配慮し、更に検討が必要。

2. 公益目的支出計画に係る会計に関する事項

(1) 公益目的財産額の算定

① 資産の評価

- ・ 法人の事務負担及び審査における効率性を考慮し、貸借対照表における評価額とする。
- ・ ただし、時価と貸借対照表における評価額が大きく乖離する場合は生じる可能性がある土地や有価証券等については、制度の趣旨を踏まえ時価評価を行うことが適当。
- ・ 時価評価とする資産についても、可能な限り簡便な方法を採用することを検討。

② 負債の取扱い

- ・ 引当金については、その支払いが確定しておらず、審査上もその金額の妥当性を検証することが困難であるものもあることから、公益目的財産額の算定においては考慮せず、移行後、実際に支出がなされた時点で認識することが考えられる。
- ・ 引当金のうち退職給付引当金については、実際の支出まで長期を要する場合もあることから、適正に算定されたものについては、公益目的財産額の算定の際に負債として取り扱う。
- ・ 保険事業を行う法人における責任準備金等については、審査上金額の妥当性を検証することが困難であることから、公益目的財産額の算定においては考慮せず、移行後、実際に支出がなされた時点で認識することが考えられる。

③ 評価の時点

- ・ 以下のような方法について更に検討するとともに、どの時点から公益の目的のための支出を計上することが出来ることとするのかについても併せて検討。
 - ア. 申請の直近の時点（申請の1箇月以内等）で決算し評価。
 - イ. 申請の直近の事業年度末日の決算書類を申請時に提出、移行後の最初の事業年度末日の決算の時点までに生じた事象に基づき調整。
 - ウ. 申請の直近の事業年度末日の決算書類を申請時に提出、移行の登記日で決算を行いそれまでに生じた事象に基づき調整。

(2) 公益目的支出計画における公益の目的のための「支出」の取扱い

① 「支出（収入）」を認識する計算書類及び科目

- ・ 基本的に損益計算書における費用を「支出」、収益を「収入」とする。
- ・ ただし、費用のうち直ちに「公益の目的のための支出」と判断できないものについては別途規定する必要がある。

② 売却損益・滅失損等の取扱い

- ・ 減価償却費を「支出」として取扱う以上、支出計画上の事業に使用する固定資産の売却損益・滅失損等も「支出（収入）」と取り扱うという考え方もある。
- ・ 他方、売却損益・滅失損等は支出計画上の事業を行うための費用とは言えないため、「支出（収入）」と取り扱わないという考え方もある。
- ・ なお、公益の目的のための支出又は支出にかかる収入となる損益は、公益目的財産額算定時における評価額との差額とするのが適当。

③ 計上された引当金等の取扱い

- ・ 損益計算書においては費用であるが、公益の目的のための支出としてどのように取り扱うかについては、公益目的財産額の算定における取扱いと整合する形とすることが適当。

④ 公益目的支出計画に記載する事業とその他の事業等との区分経理

- ・ 「公益の目的のための支出」を正確に把握するため、貸借対照表における資産・負債の記載を含め、支出計画に記載する事業は他の事業や管理費等と区分して経理することを求めることが適当。

(3)公益の目的のための支出をした事業に係る「収入」の取扱い

① 事業収入の範囲

- ・ 以下のようなものを公益の目的のための支出をした事業に係る収入とするのが適当。
 - ア.「公益の目的のための支出をした事業」に用途を特定した寄附金や補助金
 - イ. 事業の対価として法人が額を明示して事業実施に伴い徴収等したもの
 - ウ. 特定の事業の経費のみに充てられるものとして収められたもの

② 「収入」が「支出」を超過した場合の当該超過額の取扱い

- ・ 清算時においてはその時点での公益目的財産残額が類似の事業を目的とする公益法人等に帰属させる上限であることから、収入超過額について特段の調整を図る必要は無いという考え方もある。
- ・ これに対し、収入が支出を超過する年度と下回る年度がある法人の場合において、収入が超過する年度について勘案せず、下回る年度において減額することとする場合、数年間を通算してみると収入が支出を超過しているにもかかわらず、減額されることとなることなどが考えられることから、収入が支出を超過した場合には調整を図るという考え方もある。

3. 新制度下における会計基準の在り方

(1)公益法人が適用する会計基準

- ・ 審査・監督を行う観点から、また、それを受ける法人の便宜から、認定制度における要請を満たす会計基準は必要。
- ・ 新公益法人会計基準の基本的枠組みを維持しつつ、認定制度に対応した表示基準に修正することが適当。

(2)公益法人向けの会計基準の作成の在り方

- ・ 審査・監督に資するための会計基準とするのであれば、外部の機関が作成する場合であっても、公益認定等委員会が当該会計基準を審査・監督のために適当な基準であることを何らかの形で承認等することが望ましい。

4. その他の検討事項

(1) 整備法第60条の計算書類の作成

- ・ 移行認定及び移行認可の申請書類との適切な機能の分担を図ることが法人の便宜にも適うことから、整備法第60条の計算書類の作成方法は、一般社団・財団法人法第123条第2項の委任に基づく法務省令による作成方法と同様とすることが適当。

以上